

とやま呉西圏域調査研究事業補助金交付要綱

平成29年5月26日
射水市告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、「とやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を踏まえ、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がとやま呉西圏域（以下「圏域」という。）をフィールドとして実施する地域課題解決に資する調査研究を支援するため、射水市補助金等交付規則（平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、とやま呉西圏域調査研究事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、とやま呉西圏域調査研究事業（以下「調査研究事業」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、調査研究事業を実施する大学等の教員とする。（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、大学等が圏域をフィールドとして、広域的な課題又は共通する課題解決に向けた調査研究事業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に関するもの
 - (2) 高次の都市機能の集積及び強化に関するもの
 - (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関するもの
 - (4) その他、圏域を構成する高岡市、射水市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市（以下「6市」という。）において協議し、市長が必要と認める調査研究に関するもの
- 2 前項の規定に関わらず、国、地方公共団体、公益法人等（公益法人以外の民間団体を除く。）からの補助金等の交付を受けている場合は、補助金の対象外とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、別表に掲げるものとし、補助金の額は、50万円を限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象の期間は、会計年度とする。

- 2 補助金は、1の調査研究事業につき、連続して2か年度まで申請することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする大学等は、とやま呉西圏域調査研究事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 調査研究計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業主体の概要説明書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、とやま呉西圏域調査研究事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第9条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費若しくは補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、とやま呉西圏域調査研究事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）により市長の承認を受けること。ただし、事業費又は事業量の2割以内の変更の場合は、この限りでない。

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金は、補助事業者が調査研究事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金を受けようとするときは、とやま呉西圏域調査研究事業補助金交付（概算払・精算払）請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、とやま呉西圏域調査研究事業実績報告書（様式第8号）により当該事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 調査研究実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 調査研究事業に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の要件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、とやま呉西圏域調査研究事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が第8条により通知した額と同額の場合は、確定の旨の通知を省略することができる。

(調査研究成果の活用)

第13条 調査研究の成果は、圏域を構成する6市が無償で活用できるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

経費区分	内 容
消耗品等	消耗品の購入に要する経費（1件1万円未満のもの）
謝金	外部講師の招へい等に要する経費
旅費	移動に要する経費（外部講師を含む）
会議費	会場借り上げ、資料作成、印刷製本等に要する経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費